

加入申込書

年 月 日

申込者
連帯債務者

申込者・連帯債務者MCIF	
取扱店	

長崎県勤労者互助会 御中

私は、長崎県勤労者互助会の会則を承認し、入会いたしたく申込みます。

氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢
	印	男 女	年 月 日	満 歳
住所	フリガナ	固定電話番号		
	〒 -	() -		
勤務先名	フリガナ	所在地	フリガナ	
	〒 -		〒 -	
雇用形態	① 正社員 ② 公務員・団体職員 ③ 契約・派遣社員 ④ 家族従業員 ⑤ 会社役員(法人代表者) ⑥ 自営・個人事業主 ⑦ その他			

長崎県勤労者互助会会則

長崎県勤労者互助会会則

(名称)

第1条 この会は、長崎県勤労者互助会(以下「互助会」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所を長崎県労働者福祉協議会事務局に置く。

(目的)

第3条 この会は、会員のための福利共生活動を通じて、勤労者の経済的、文化的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 九州労働金庫加入による金融機能の利用
- 会員への福祉金融情報の還元
- 教宣活動
- その他、この会の目的達成のために必要な活動

(構成)

第5条 この会は、長崎県内に居住、または長崎県内の企業等に働く勤労者および勤労者に準ずる者(長崎県内に居住・勤務しようとする予定者を含む)を会員として構成する。ただし、長崎県内以外の者についても、互助会加入に関して相当の事由があると役員会が判断した者については、会員とすることができる。

(入会・異動)

第6条 この会への入会手続き、入会後の本人属性の変更があった場合の手続きは次のとおりとする。

- この会に加入するときは、互助会または受付事務の代行を行う労働金庫において、所定の加入申込書に必要事項を記載し労働金庫を通じて互助会事務局に申込むものとする。
- この会に入会后、氏名・住所・勤務先・雇用形態等に変更が生じた場合は、その内容を事務局に通知するものとする。

(退会)

第7条 この会を退会するときは、その理由を付して事務局に提出するものとする。ただし、死亡、除名の場合は、それと同時に資格を失うものとする。また、会員加入更新手続きを行わなかった場合は、自動的に退会の扱いとする。
なお、互助会の会員として、互助会または労働者福祉事業体に対する債務その他の義務がある場合は、これを履行した後でなければならない。

(機関)

第8条 この会に次の機関を設ける。

- 総代会
- 役員会

※記載の個人情報については、会則で定められた範囲のみで利用します。

2018.7.20改定

(代議員)

第9条 総代会の代議員は、労働金庫営業部店エリアの地区単位に会員から1名選出する。
なお、代議員の選出方法は別途定めるものとする。

(総代会)

第10条 総代会は、この会の最高決議機関で、本会の目的達成と事業遂行のため、構成員の総意をもって次の事項を決定する。

- 1.会則の改定
- 2.活動方針の策定
- 3.予算、決算の承認
- 4.役員を選出
- 5.その他事項

なお、第4項の選出については、労働団体、労福協、労働福祉事業体の各代表者ならびに会員の中から総代会の推薦する若干名をもって選出を行う。労働金庫役職員は役員となることができないものとする。

(総代会の開催)

第11条 総代会は隔年開催とし、その年の8月までに会長が招集する。

(総代会の成立および議決要件)

第12条 総代会は、代議員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決権の過半数をもって決定する。

(役員会)

第13条 役員会は、本会の目的達成と事業遂行および総代会議決事項の会務を執り行うものとする。

(役員会の開催)

第14条 役員会は、会長が必要と認めたととき、または役員3分の2以上から請求があったとき、会長が招集する。

(役員会の成立および議決要件)

第15条 役員会は役員2分の1以上の出席をもって成立し、その過半数の議決をもって決定する。

(役員)

第16条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|-----|
| 1.会長 | 1名 |
| 2.副会長 | 若干名 |
| 3.事務局長 | 1名 |
| 4.事務局次長 | 1名 |
| 5.会計監査 | 2名 |

(役員の仕事)

第17条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1.会長はこの会を代表し、業務を統轄する。
- 2.副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3.事務局長および事務局次長は、会長の命を受け業務の執行に当たる。
- 4.会計監査は、年1回帳簿、確証等を精査し業務状況を監査する。

(役員の仕事)

第18条 役員の仕事は2年とするが、再選は妨げない。

なお、役員に欠員が生じたときは、役員会で補充を行い、補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第19条 この会の経費は、寄付金をもってこれに充てる。

(会費)

第20条 この会の会費は徴求しない。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌々年3月31日に終わるものとする。

(労働金庫利用)

第22条 この会の事業に定める九州労働金庫加入による金融機能の利用について次のように定める。

- 1.預金・融資等の申込利用にあたっては、金庫所定の手続きに従うものとする。
- 2.会員の融資申込における互助会承認は不要とする。

(施行)

この会の会則は平成15年7月1日から施行する。

- 平成16年12月21日改定
- 平成24年10月24日改定
- 平成26年8月21日改定
- 平成30年7月20日改定

(附則)

[総代会と代議員選出規程]

本規程は、長崎県勤労者互助会会則第9条に規程する総代会の代議員の選出方法について定めるものとする。

- 1.代議員は、候補者の仲から、各地区の会員、労働団体、労福協、労働福祉団体の代表者の協議によって選出する。
- 2.代議員の仕事は2年とするが、再選は妨げないものとする。

変 更 届

年 月 日

申込者	
連帯債務者	

長崎県勤労者互助会 御中

申込者・連帯債務者MCIF	
取扱店	

下記の事項に関して変更が生じたので変更届を提出いたします。

現在の内容(変更後の内容で記入してください。)			
氏名	<small>フリガナ</small>	性別	生年月日
	印	男 女	年 月 日
住所	<small>フリガナ</small>	固定電話番号	
	〒 -	() -	
		携帯電話番号	
	- -		
勤務先名	<small>フリガナ</small>	所在地	<small>フリガナ</small>
			〒 -
	電話() -		
雇用形態	① 正社員 ② 公務員・団体職員 ③ 契約・派遣社員 ④ 家族従業員 ⑤ 会社役員(法人代表者) ⑥ 自営・個人事業主 ⑦ その他		

【変更事項】

変更前(変更事項のみ記入してください。)			
氏名	<small>フリガナ</small>		
住所	<small>フリガナ</small>	固定電話番号	
	〒 -	() -	
		携帯電話番号	
	- -		
勤務先名	<small>フリガナ</small>	所在地	<small>フリガナ</small>
			〒 -
	電話() -		
雇用形態	① 正社員 ② 公務員・団体職員 ③ 契約・派遣社員 ④ 家族従業員 ⑤ 会社役員(法人代表者) ⑥ 自営・個人事業主 ⑦ その他		

※記載の個人情報については、会則で定められた範囲のみで利用します。